

令和7年度 包括外部監査の概要

大分県包括外部監査人
公認会計士 栗林 栄太

1 監査テーマ及び監査対象

○監査テーマ：県単独事業（補助金及び委託料）に係る財務事務の執行について

〔テーマ選定理由〕

- ・ 少子高齢化・人口減少の進行に伴う社会保障関係費の増加、多様化・高度化する県民ニーズに対応した公共サービスの維持・向上など、将来の行財政運営への影響が危惧される中、効率的かつ効果的な事業執行が求められている。
- ・ 地方自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされている。
- ・ 「大分県行財政改革推進計画2024」は、事業の選択と集中等により持続可能な行財政基盤を構築することとし、令和6年度第3回大分県行財政改革推進委員会（令和7年2月）では「補助金や委託事業の見直し、評価、検証をすべき」との意見も出ている。
- ・ 概ね10年ごとに「補助金及び委託料の財務事務の執行」について、監査テーマとしてきた。
- ・ このような状況を踏まえ、県の裁量余地が大きく、独自性が強い県単独の補助金及び委託料について、外部監査により評価することとした。

○監査方法等

- ①令和6年度の県単独補助金・委託料（1,181事業）について分析を行い、そのうち決算額および県民の関心が高いと考えられる81事業の調査票等を用いた事前調査を実施
- ②事前調査を経て、事業開始年度が古いものや過去の監査等で指摘のあったものなど、33事業（45件）の関係書類や担当所属への質問等の調査を実施、検証
〔監査の要点〕 合規性・透明性、有効性、経済性・効率性、公益性・公平性

	部局名	事業数	事業名
1	総務部	2事業	(補助・委託) 県有建築物保全事業費
2	企画振興部	7事業	(補助) 地域活力づくり総合補助金、ふるさと大分UIJターン推進事業費など 5事業 (委託) 広報活動費など 2事業
3	福祉保健部	6事業	(補助) 軽費老人ホーム事業費、病児保育充実支援事業費など 5事業 (委託) 保健所運営費
4	生活環境部	1事業	(委託) 防災情報システム管理費
5	商工観光労働部	7事業	(補助) 小規模事業支援事業費 (委託) 国内誘客総合推進事業費、インバウンド推進事業費など 6事業
6	農林水産部	3事業	(補助) 短期集中県域支援品目生産拡大推進事業費など 2事業 (委託) 養蜂振興事業費
7	土木建築部	2事業	(委託) 県営住宅等管理対策事業費など 2事業
8	教育庁	2事業	(委託) STEAM教育推進事業費など 2事業
9	警察本部	3事業	(委託) 交通安全施設維持管理費など 3事業

2 主な指摘事項

○結果：173件（不備事項：7件、改善事項：26件、勸奨事項：140件）

区分	主な指摘事項	
有効性	移住支援制度は全国各地で実施されていることから、新たな事業手法や効果的な広報活動、社会情勢に即した制度への改変等も視野に検討していくべきである。【大分県移住支援事業補助金】	勸奨
	経営計画の策定は、業績の向上につながる可能性があるため、国や県の承認を得る計画の対象以外の小規模事業者等に対しても、経営計画策定及び運用の支援を今以上に行うことが望ましい。【小規模事業経営支援事業費補助金】	勸奨
	事務事業評価の対象外ではあるが、成果目標を定めて目標の達成度合いを具体的に評価・分析するとともに、数十年にわたる継続事業のため、委託による成果を検証し、事業見直し等の検討を行うべきである。【広報活動費】	勸奨
	職員の業務負担の軽減など定期的な評価を行い、最も効果的な方法を追求するとともに、マイナ保険証の利用率上昇に伴い受給者証更新手続きのオンライン化など、新たな手法も検討していくべきである。【指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者証更新業務委託】	勸奨
経済性・効率性	補助対象経費や上限額等の設定では、乗客数の変化、物価の高騰などの社会情勢や市況等の変化に柔軟に対応していくことが必要である。【地方バス路線維持費補助金】	勸奨
	県内公立高校の機械警備業務については、県内を複数のブロックに分けて一括で発注をしているが、各校で共通する維持管理業務についても、可能な限り、一括による発注を検討することが望ましい。【全日制高等学校管理運営費】	勸奨
	委託料積算に係る一般管理費率に土木工事標準歩掛を使用しているが、自動車保管場所調査事務は土木工事ではないため積算に用いることは妥当ではない。委託契約事務必携に基づく一般管理費率を原則適用すべきである。【自動車保管場所調査事務委託】	改善
公益性・公平性	事業の達成状況を判断できるよう、成果指標としている「県内宿泊者数」以外の統計情報等を活用して、事業による影響等を分析・評価のうえ、公表すべきである。【国内誘客総合推進事業費】	勸奨
合规性・透明性	事業実施伺に前払金に関する事項の記載がないが、契約書には前払金に係る条項を設け実際に前払いを実施していたほか、実績報告の期限(事業完了日から起算して30日)経過後に実績報告している事案などがあった。【ツーリズム推進基盤強化事業費 他】	不備

3 まとめ

(1) 補助制度の効果検証や社会情勢に応じた事業内容の見直し

- ・他自治体での施策実施状況やニーズの変化、物価高騰などの社会情勢の変化に応じて、補助制度等の見直しを検討すべきである。
- ・長期間継続している事業については、事業の必要性はもとより、新たな事業手法の導入を積極的に検討すべきである。
- ・市町村が実施主体となる事業は、市町村と連携して抽出による効果測定や執行状況の検証等を行い、事業見直しにつなげることが望ましい。

(2) 成果指標の適切な設定と評価・分析

- ・事務事業評価対象外の事業においても成果指標を定め、実績や達成度合い等を用いて定期的に評価を行う必要がある。
- ・事務事業評価における指標だけでなく、事業メニューに応じて各種データを活用した多角的な分析を行うなどの工夫が必要である。

(3) 契約事務の適正な実施、業務の効率化

- ・実績報告の遅れや内部で定めた手続きの漏れ・不備などの事例が見られたため、チェック体制の確立等の対策が必要である。
- ・コスト削減のみならず職員の業務効率化の視点から、管理業務委託の一括発注や手続きの効率化に向けた手法を検討すべきである。